

倉敷市景観計画

資料編

1. 倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区について
2. 市民意向
3. 策定・変更・改定経緯
4. 用語解説

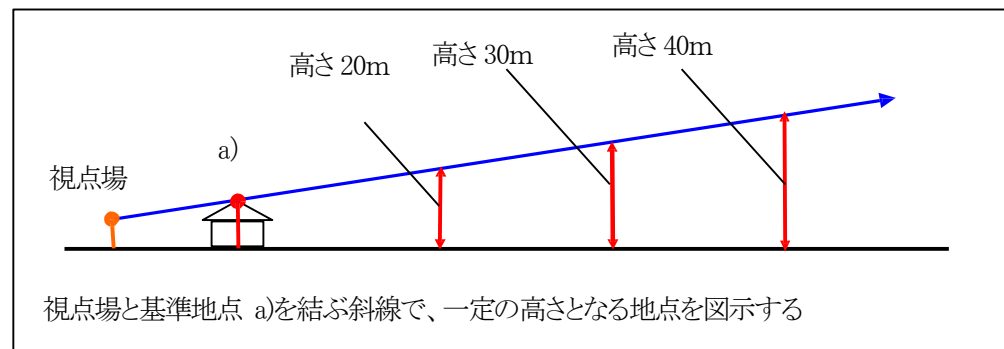
1. 倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区について

○視点場と高さ基準の設定

・「倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例」(以下、「背景条例」という。)を踏まえ、視点場及び背景を保全するための高さの基準(高さ基準地点)を右図のように設定する。

<視点場について>

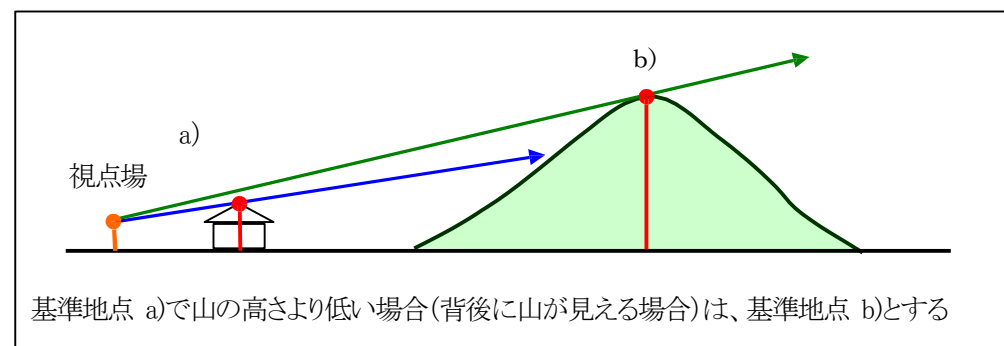
- ・背景条例に定めている視点場は、「保存地区内の今橋及び中橋の橋上面並びに今橋から中橋と高砂橋の中間点までの間の倉敷川兩岸の道路面から 1.5メートルの高さ」であり、このエリアの端となるポイント(A~G)を視点場として設定する。
- ・倉敷公民館前交差点(視点場H)、及びここから東へ 150mほどのところにある三叉路(視点場I)を新たに視点場として追加する。
- ・視点の高さは地盤面から 1.5メートルとする。
- ・地盤面については、視点場や周辺敷地等全てフラットとして図を作成する。
- ・なお、中橋中央(視点場G)は、地盤面を+1メートルとして作成する



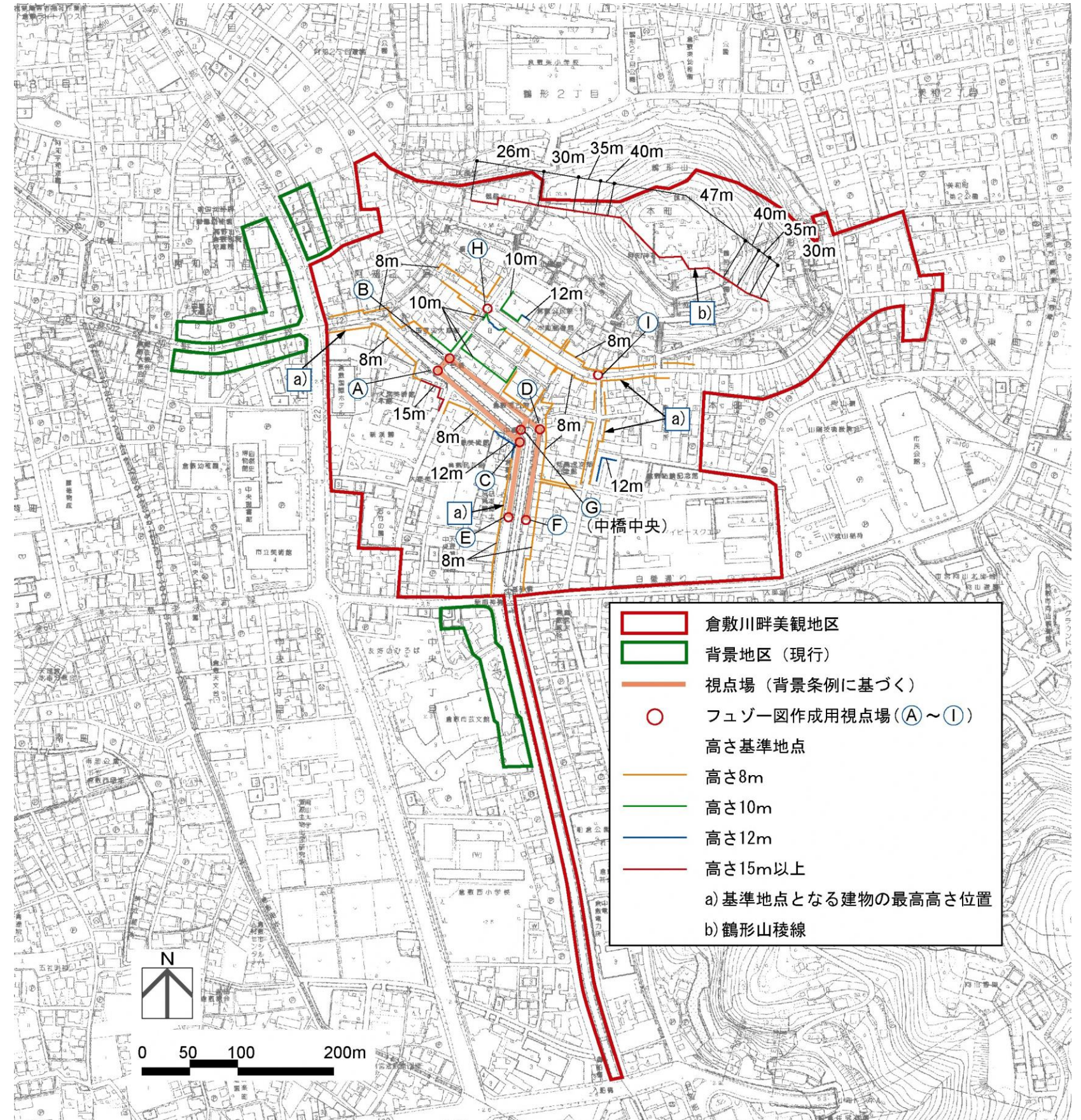
<高さの基準について>

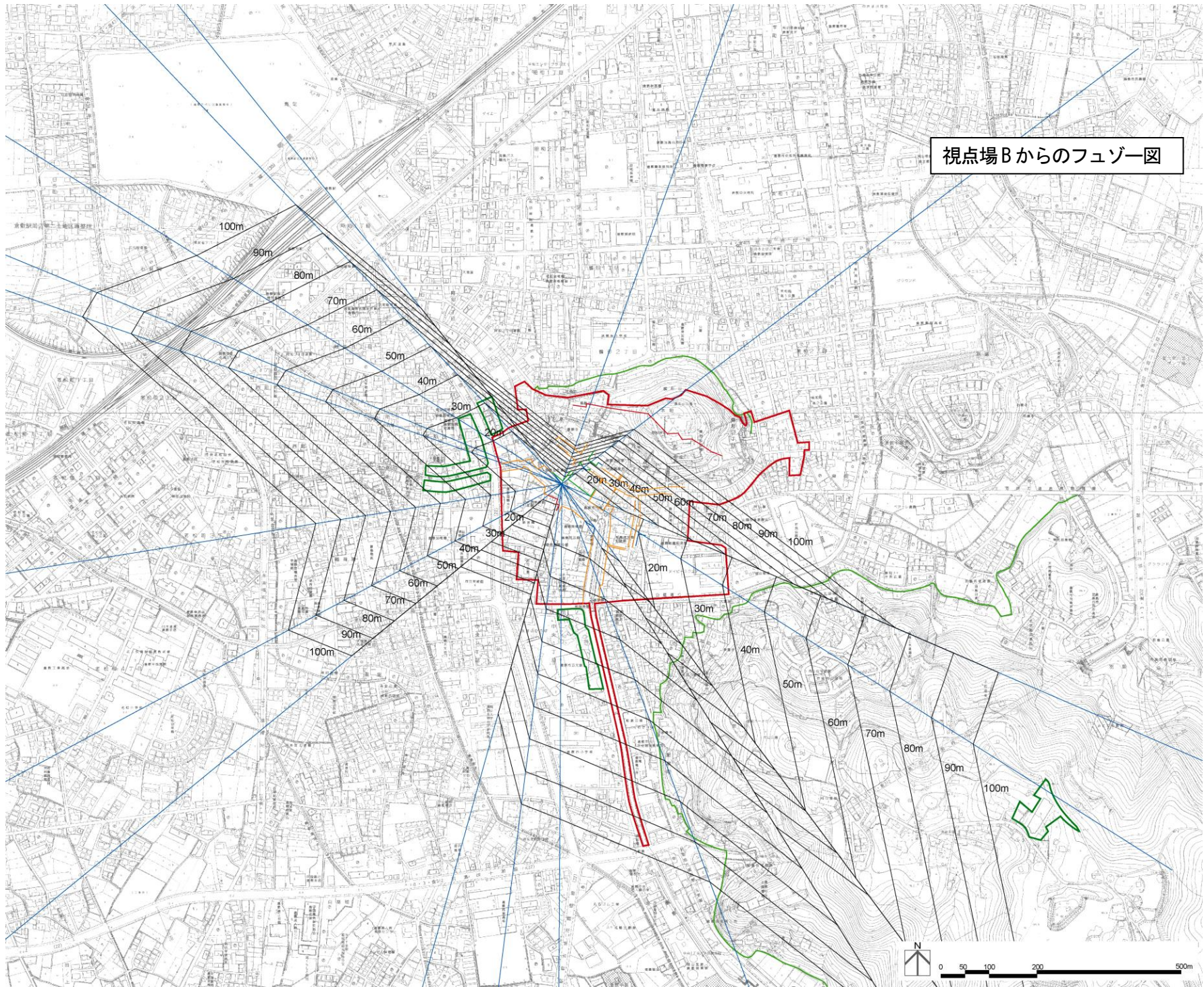
- ・高さの基準地点として、図中 a)について、町並みの立面図(既往調査)及び航空写真より物の棟部など最高高さ位置を表記(町家の高さは個々に違うが、概ね8m前後であり、便宜的に8mとして線を結んでいる。大原美術館や倉敷館など高さが異なるものは別途図のように定める)。
- ・町並みの背景として鶴形山が見える場合は、鶴形山稜線を高さの基準地点とする。高さについては、標高+寺院高さ或いは樹木 10mとして設定。

◆視点場から町並みの背景に鶴形山が見える場合



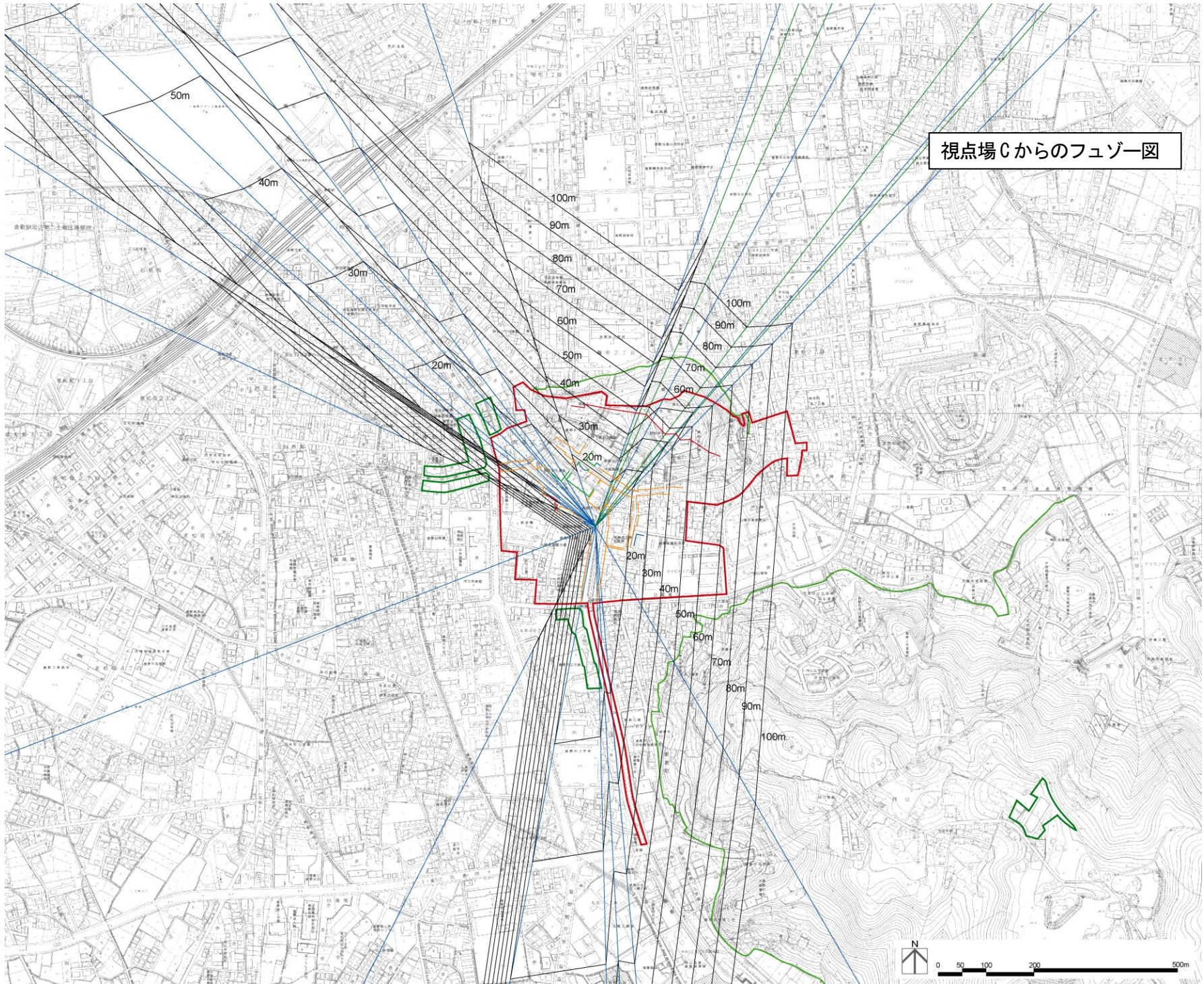
—背景保全の取組の継承とフュジー型規制(眺望斜線)による高さの規定について

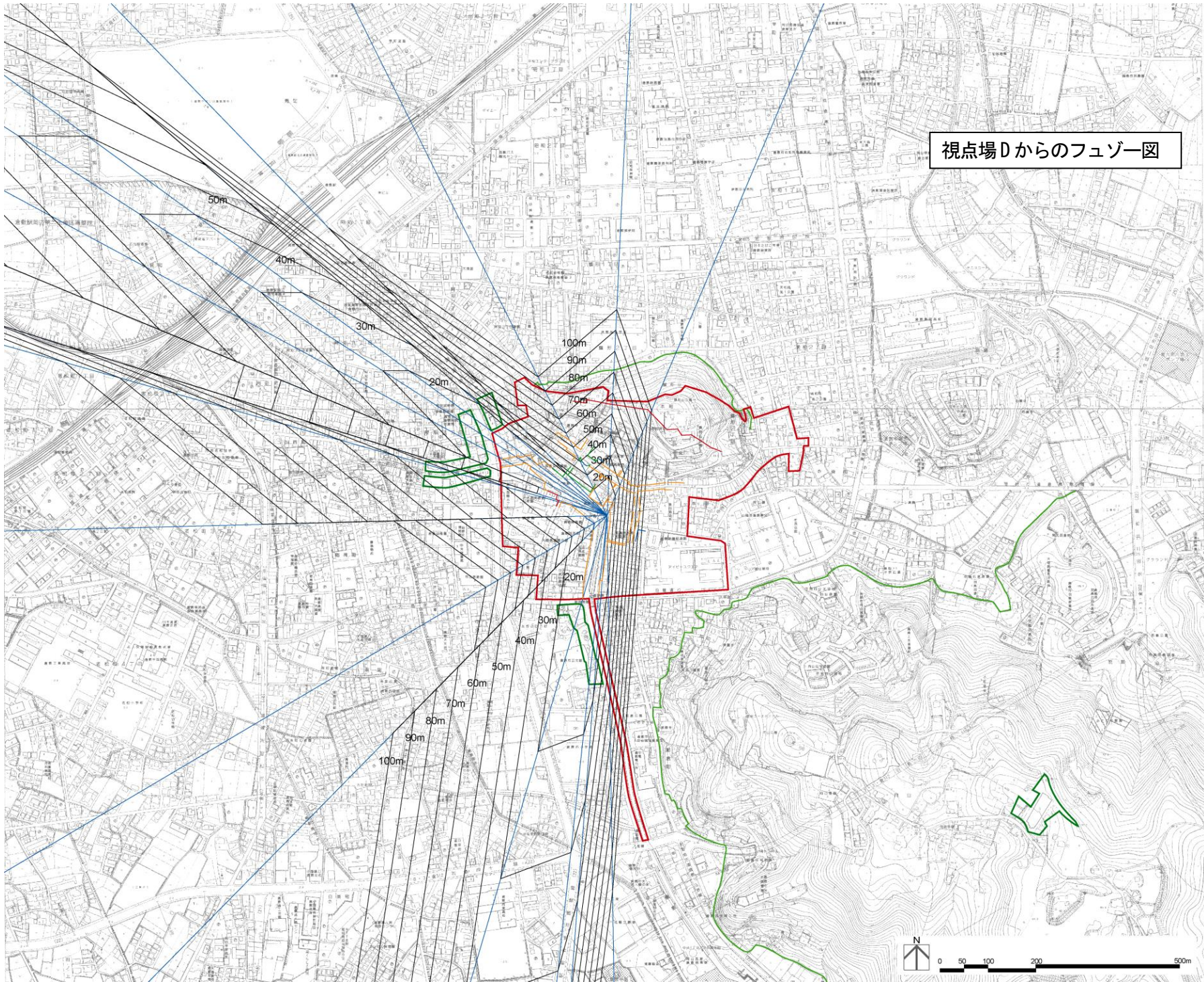


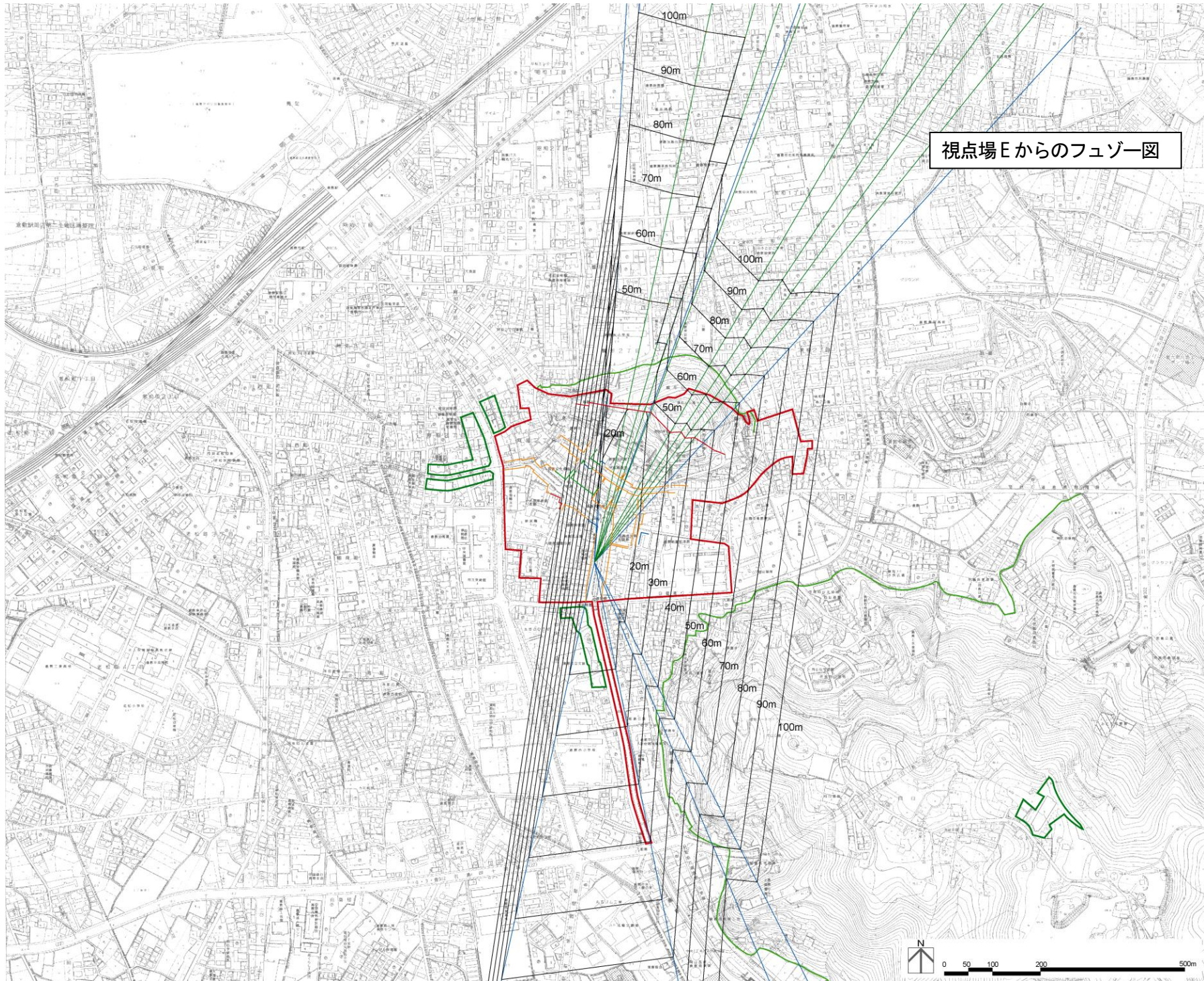


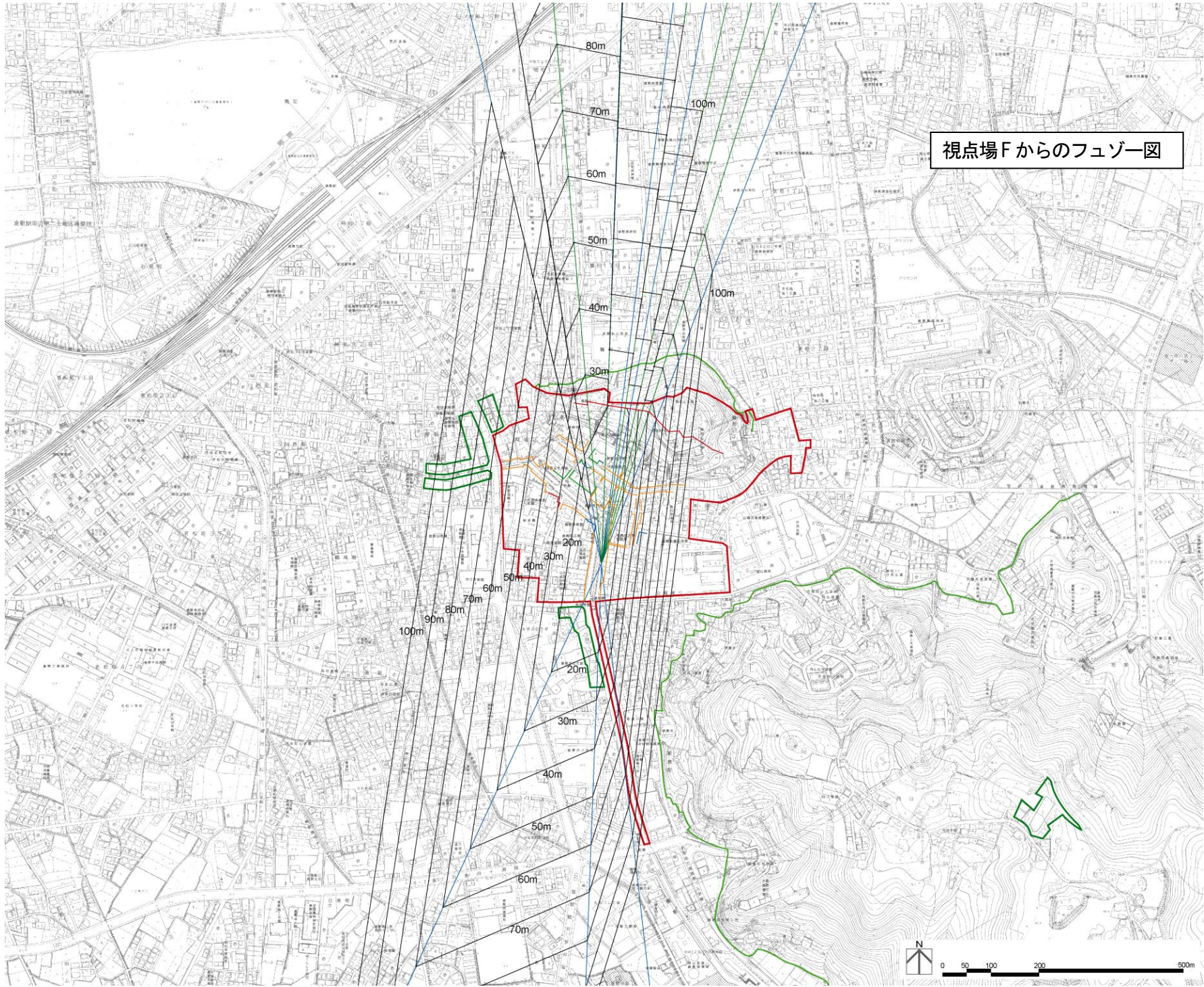
視点場Bからのフューズ図

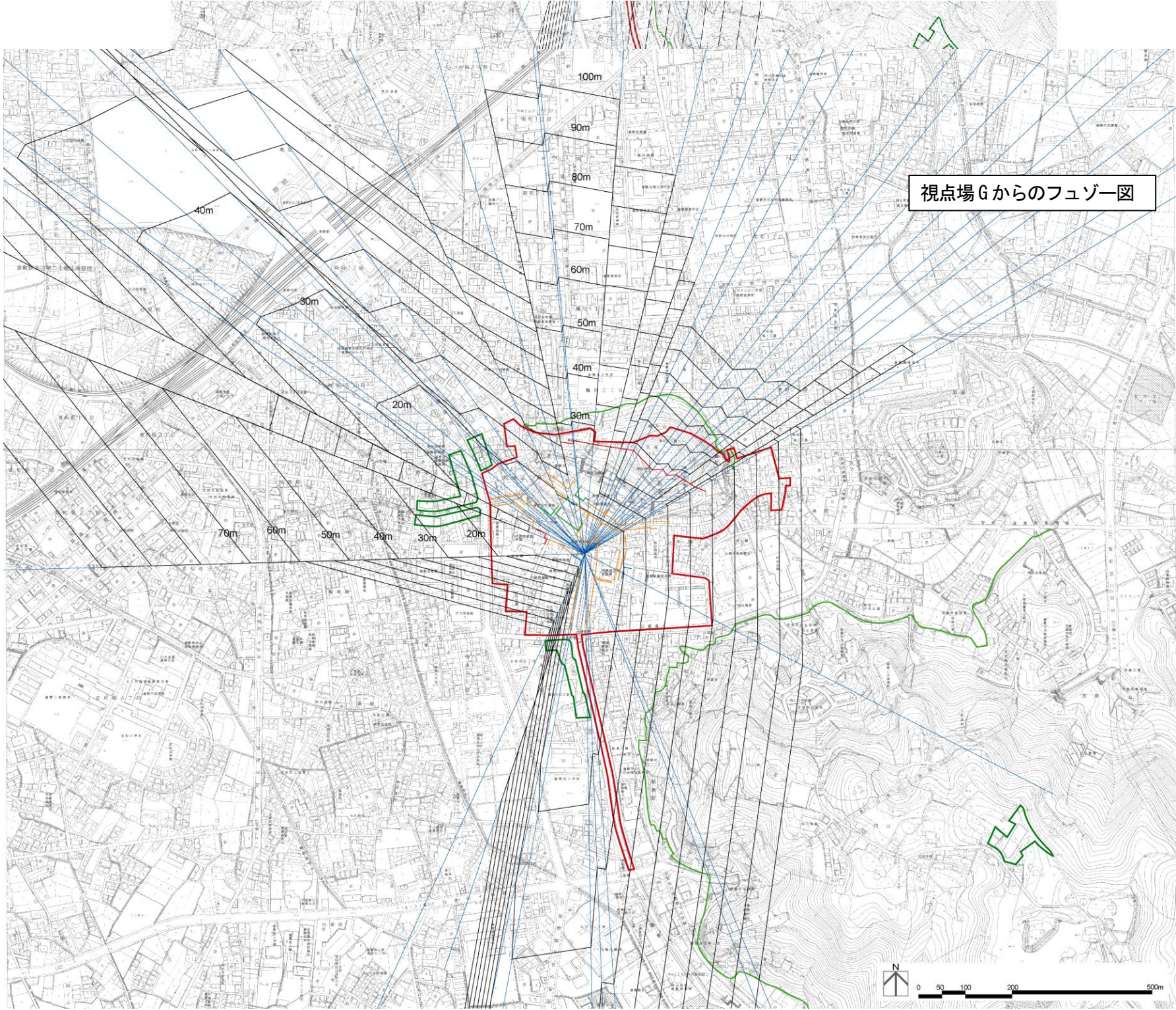
視点場Cからのフューズ図

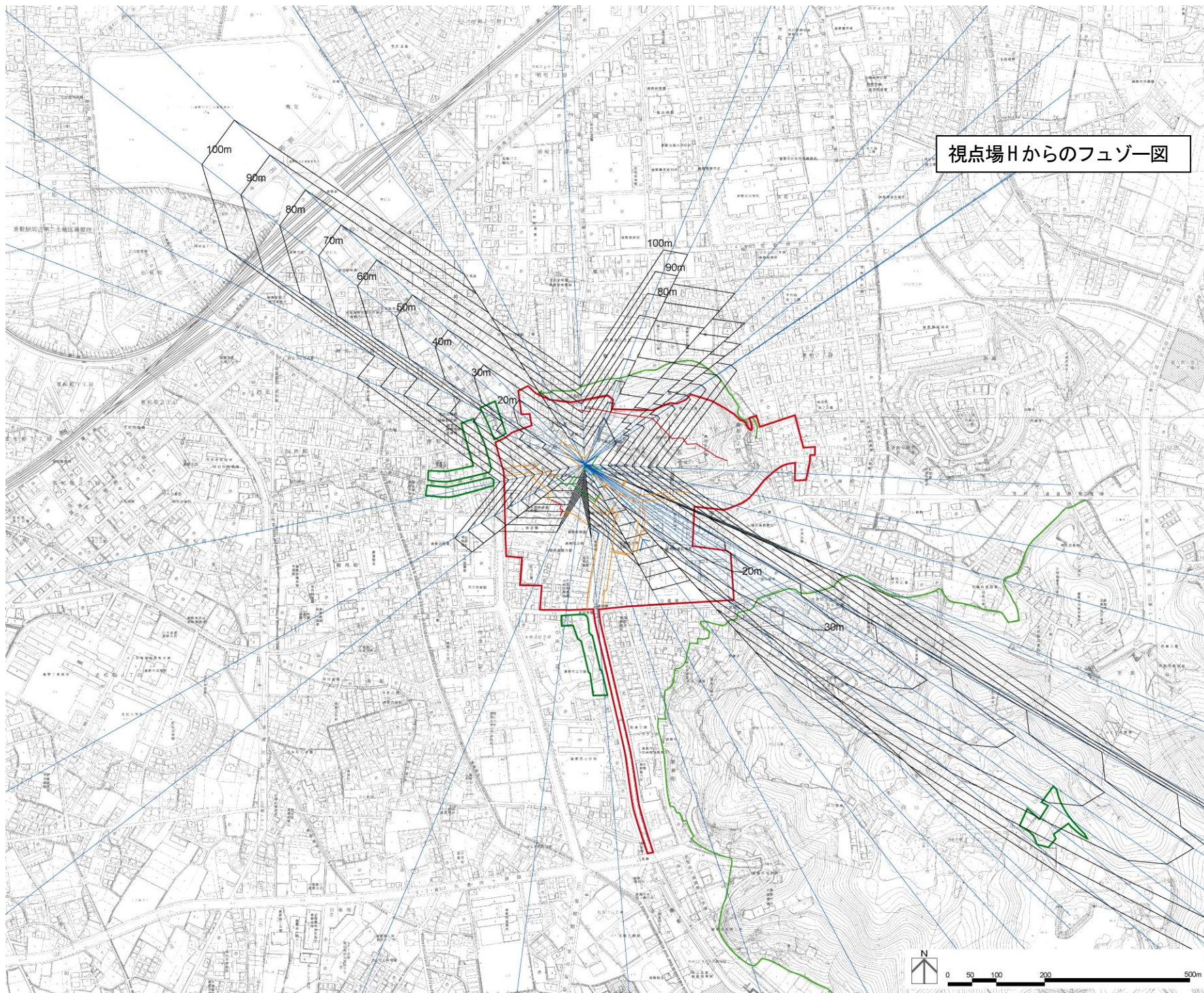








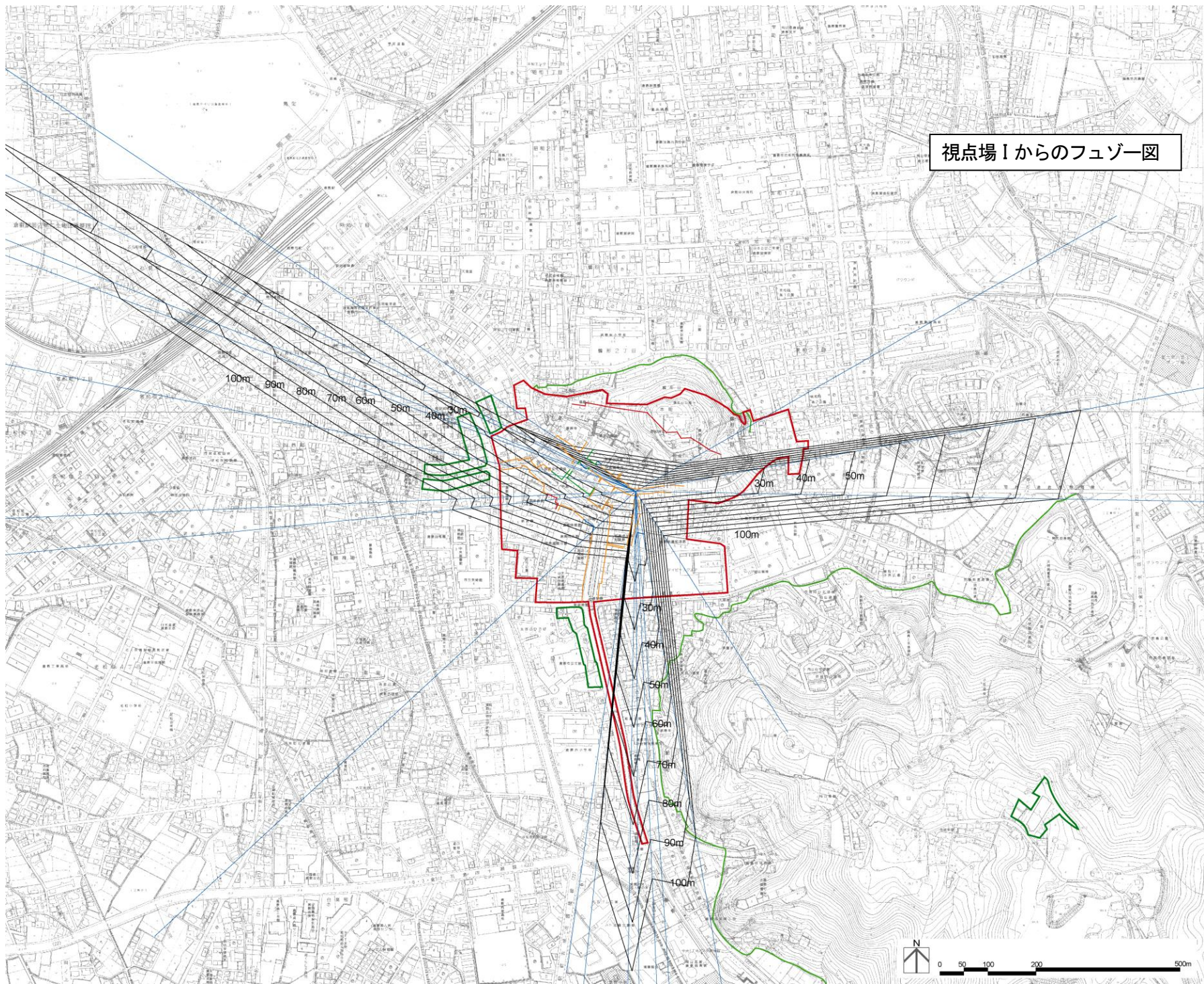


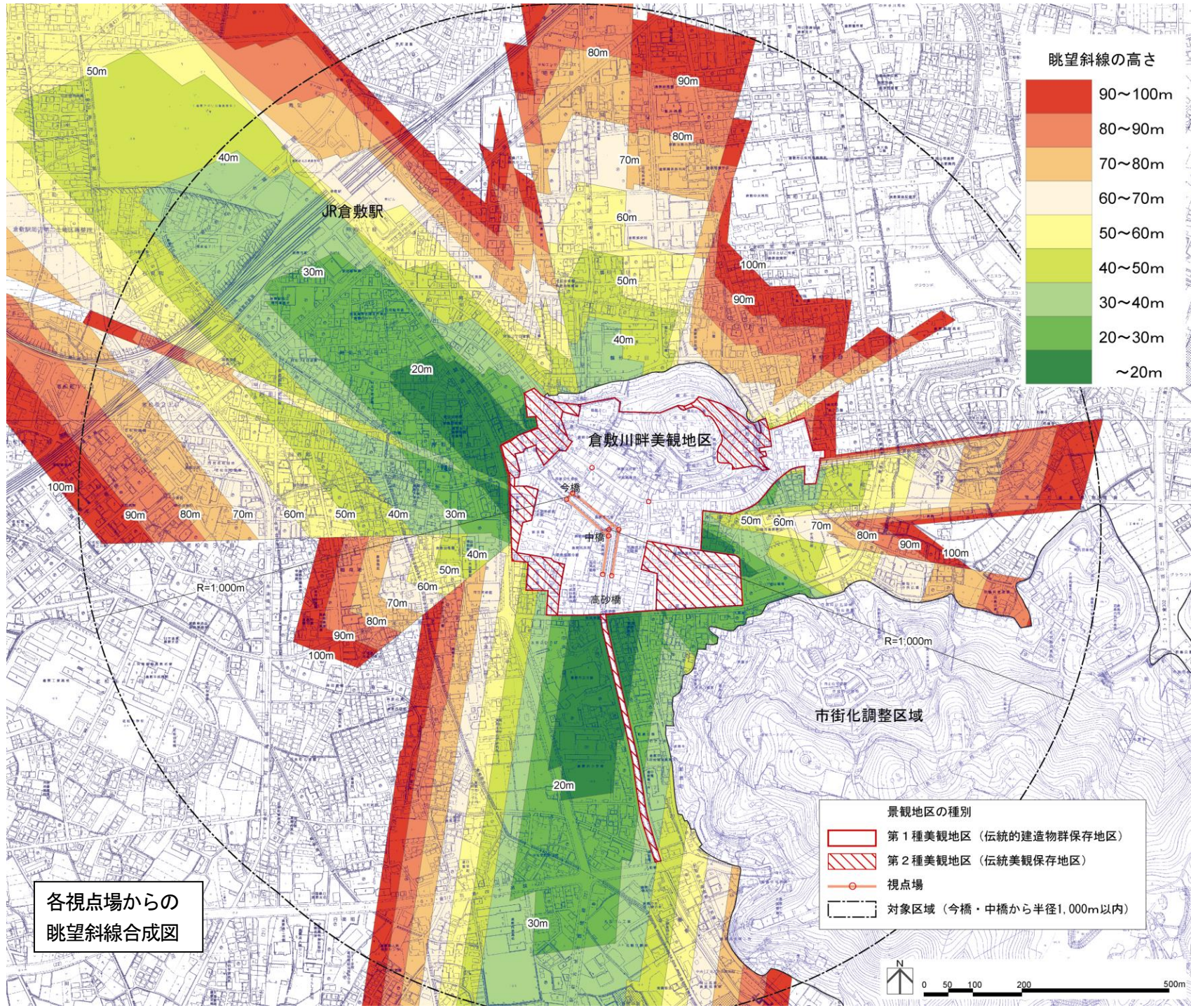


視点場Hからのフェゾー図

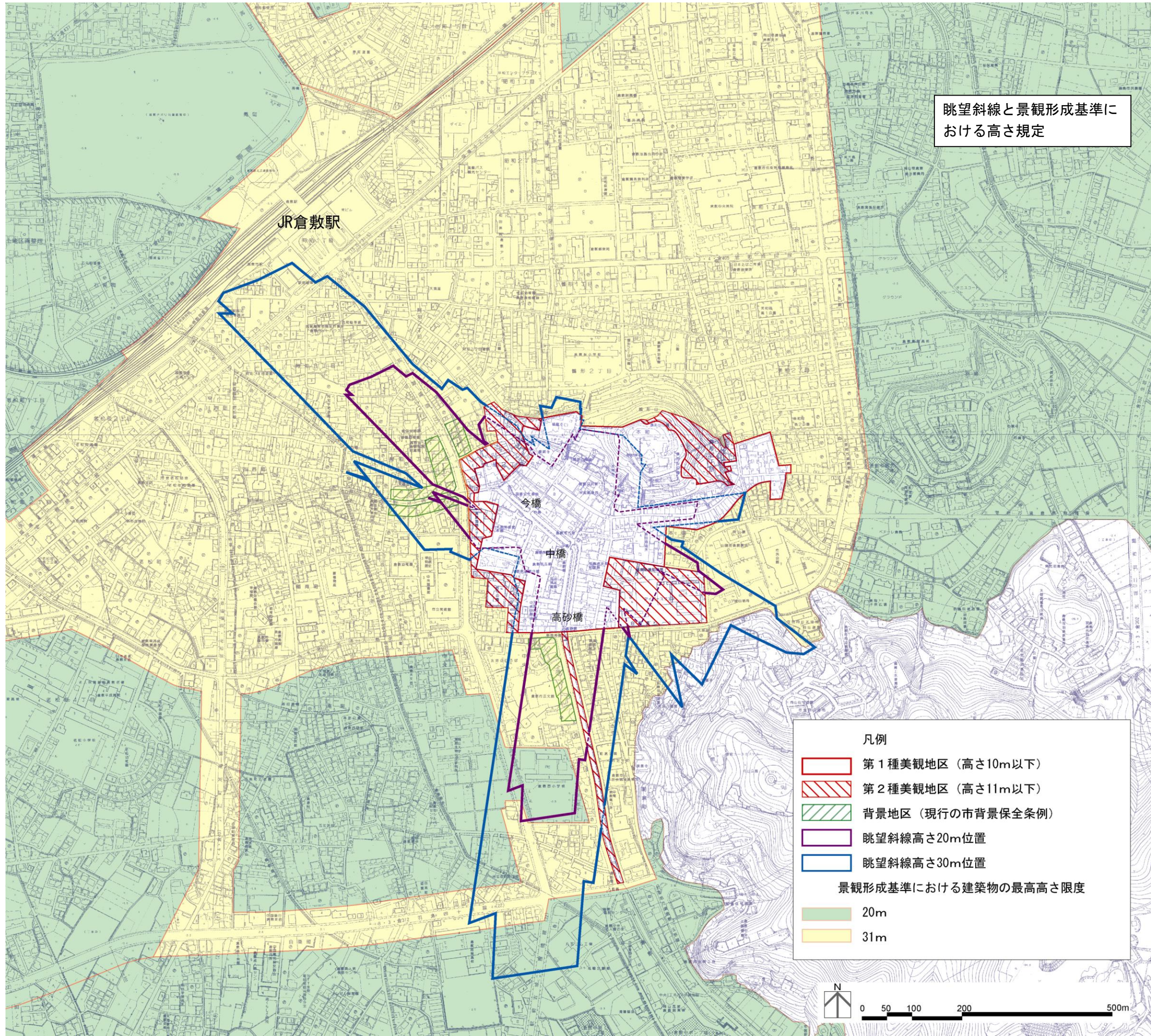


視点場 I からのフューズ図





眺望斜線と景観形成基準における高さ規定



凡例

- 第1種美観地区（高さ10m以下）
- 第2種美観地区（高さ11m以下）
- 背景地区（現行の市背景保全条例）
- 眺望斜線高さ20m位置
- 眺望斜線高さ30m位置

景観形成基準における建築物の最高高さ限度

- 20m
- 31m



3. 市民意向

1) 調査概要

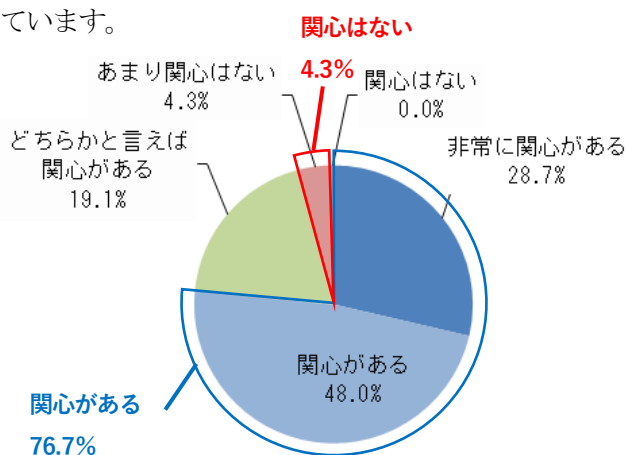
調査目的：市民の景観に対する意見・要望を倉敷市の良好な景観形成の検討に活かすこと
 実施期間：平成30年10月19日（金）～10月29日（月）
 調査対象：市民モニター制度に登録している市民1,216人
 回答数：513（回収率：42.2%）

2) 調査結果

問1 まちなみや自然の風景についての関心は？

- ・まちなみや自然の風景への関心度は、「関心がある（「非常に関心がある」/「関心がある」の合計）」と回答した人は、全体の8割弱であり、「関心はない（「あまり関心はない」/「関心はない」の合計）」と回答した人は1割に満たない状況となっています。
- ・全体的に関心の高さがうかがえます。

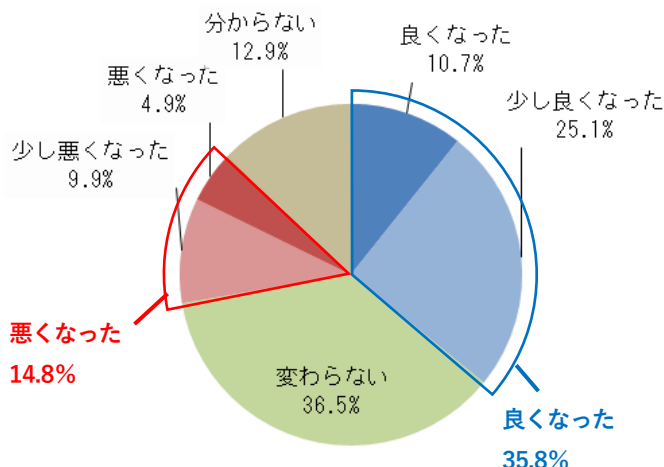
選択肢	回答者数	割合
非常に関心がある	147人	28.7%
関心がある	246人	48.0%
どちらかと言えば関心がある	98人	19.1%
あまり関心はない	22人	4.3%
関心はない	0人	0.0%



問2 倉敷市のまちなみや自然の風景は、10年前と比べて全般的にどうなったと感じますか？

- ・まちなみや自然の風景の変化は、「よくなった（「良くなった」/「少し良くなった」の合計）」と回答した人は全体の4割弱であり、「悪くなった（「少し悪くなった」/「悪くなった」の合計）」と回答した人は1割強となっています。
- ・景観がわるくなったと感じる人よりも、よくなったと回答する人が多くなっています。

選択肢	回答者数	割合
良くなった	55人	10.7%
少し良くなった	129人	25.1%
変わらない	187人	36.5%
少し悪くなった	51人	9.9%
悪くなった	25人	4.9%
分からない	66人	12.9%



問2-2 設問2で「良くなった」「少し良くなった」と回答された方に。具体的に良くなった点は？

- ・よくなった場所として多く挙げられているのは、美観地区周辺が顕著に多く、次いで倉敷駅周辺が多くなっています。
- ・美観地区周辺でよくなった要因として、電線類地中化及び歴史的建造物を活用した店舗出店等が評価されています。
- ・倉敷駅周辺でよくなった要因として、区画整理事業や駅ビルの改修整備等が評価されている。
- ・その他、児島地区や玉島地区、水島地区への意見、建築物や道路などへの全般的な意見が出されています。

<一部抜粋>

- ・美観地区周辺が整備されて落ち着いた倉敷らしい雰囲気ができるようになった。
- ・美観地区周辺眺望保全地区が、だんだんと整備が進み、見栄えのする町並みになってきたと思う。
- ・美観地区の電柱の地中化や古い町並みを生かした取組が行われてきている。
- ・10年前より駅付近が少しスッキリした。
- ・駅ビルが低くなって開けた感じがする。一番街に新たにお店が開店して明るくなった。
- ・児島では少しずつジーンズストリートが整備され、公衆トイレも設置されました。
- ・玉島市民交流センターなど公共施設がよくなった。
- ・電柱電線の地中化で、よくなった気がする。
- ・緑地や街路樹が整備されて来た。
- ・お店が新しくなったり、道路が新しくなったり、以前よりきれいな感じがする。
- ・ゴミが少なくなったような気がする

問2-3 設問2で「少し悪くなった」「悪くなった」と回答された方に。具体的に悪くなった点は？

- ・悪くなった場所として多く挙げられているのは、高層ビル・マンションによる景観阻害、管理水準の低い空き家・空き店舗による景観阻害、宅地化と自然の減少の課題があります。
- ・特定の地域では、倉敷駅周辺を指摘する人がいる他、調和を乱す建物や屋外広告物、賑わいの低下、美化・環境、太陽光発電施設等が挙げられています。

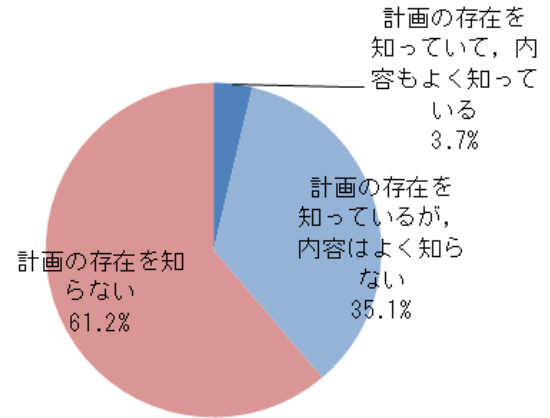
<一部抜粋>

- ・中心部に高層マンションが建ち過ぎて景観が悪くなっている。
- ・建物や駐車場などの中には風景に違和感を感じてしまう色やデザインのものもある。
- ・景観を損なう建物や看板、屋外広告物など奇抜なネオンサインなどが幹線道沿いに目立つ。また、自販機が多くなっている。
- ・住んでいる地域に住宅が増え、田畑が減り、土や緑などの自然が感じられなくなった。
- ・シャッター街が増えていると感じます。
- ・空き家や空き地が増えたり、駐車場が無造作にある点。
- ・太陽光発電のパネルが最悪！撤去してほしい。

問3 倉敷市景観計画をご存知ですか？

- ・景観計画の存在を知っている人は、全体の 4 割弱である一方、存在を知らないと回答した人は 6 割を超えています。
- ・計画としての認知度は低く、施策として取り組んでいることが浸透していません。

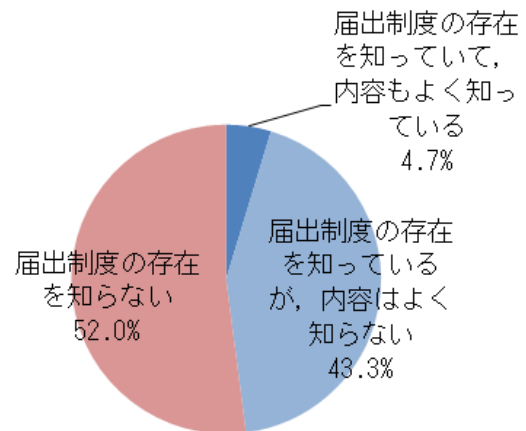
選択肢	回答者数	割合
計画の存在を知っていて、内容もよく知っている	19 人	3.7 %
計画の存在を知っているが、内容はよく知らない	180 人	35.1 %
計画の存在を知らない	314 人	61.2 %



問4 市内全域を対象にした建築物や工作物についての届出制度をご存知ですか？

- ・景観計画の存在を知っている人は、全体の 4 割弱である一方、存在を知らないと回答した人は 6 割を超えています。

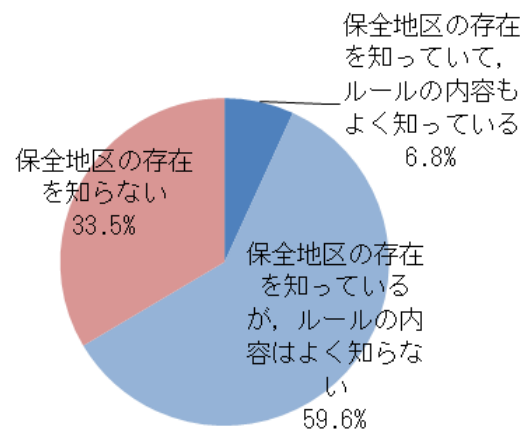
選択肢	回答者数	割合
届出制度の存在を知っていて、内容もよく知っている	24 人	4.7 %
届出制度の存在を知っているが、内容はよく知らない	222 人	43.3 %
届出制度の存在を知らない	267 人	52.0 %



問5 倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区と、地区内でのルールについてご存知ですか？

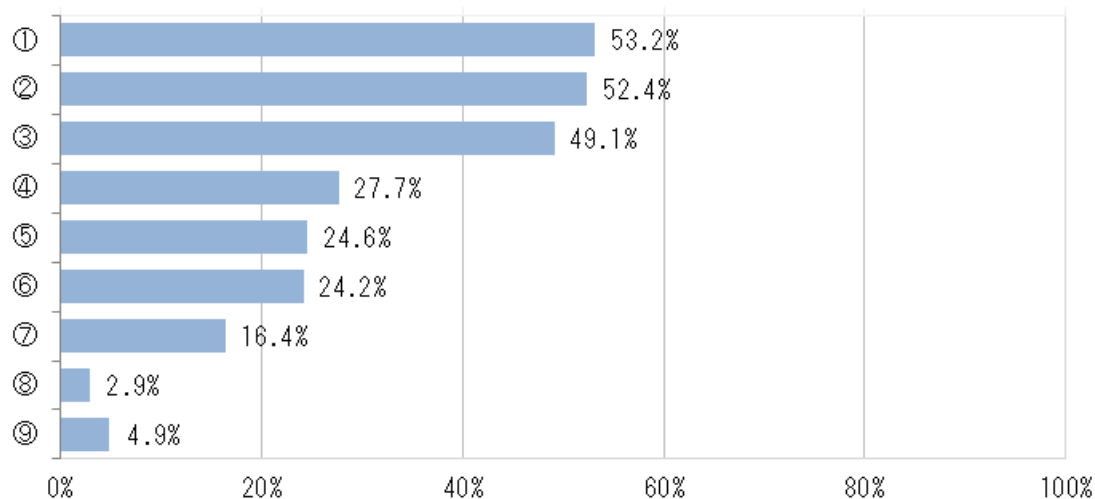
- ・眺望保全地区の存在を知っている人は、全体の 7 割弱となっており、存在を知らないと回答したよりも多くなっています。
- ・計画や届出制度の認知度より眺望保全地区の認知度は高くなっています。
- ・市の代表的な場である美観地区への関心度が高く、認知度も高いことがうかがえます。

選択肢	回答者数	割合
保全地区の存在を知っていて、ルールの内容もよく知っている	35 人	6.8 %
保全地区の存在を知っているが、ルールの内容はよく知らない	306 人	59.6 %
保全地区の存在を知らない	172 人	33.5 %



問6 倉敷市の景観をより良くするために必要な市の取組は？（3つまで選択可）

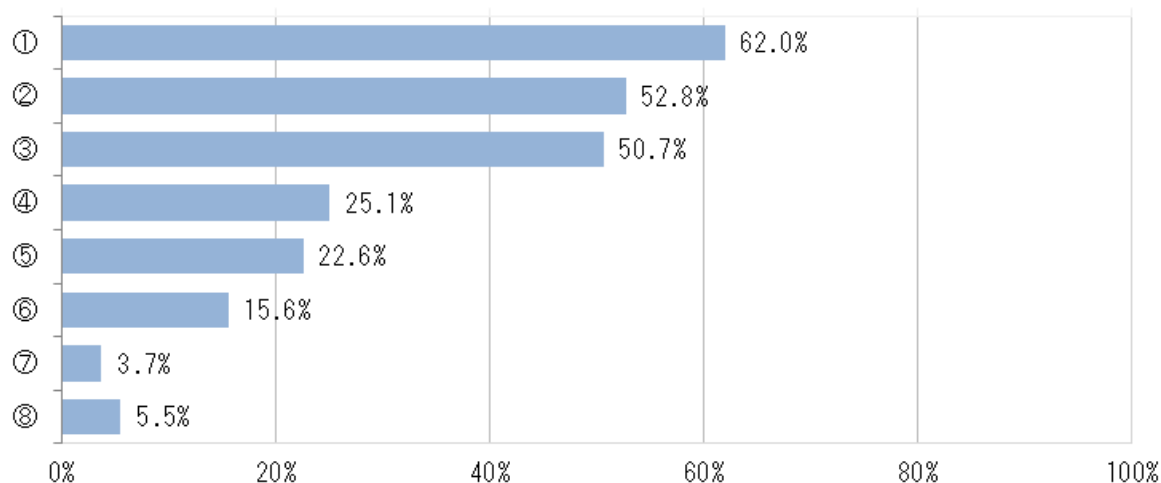
- ・市の景観形成に必要な施策は、約半数の方が、屋外広告物の独自ルールを設けること、市の規範となる公共施設の整備、景観資源を保存する制度の構築が挙げられています。
- ・回答者の2割程度の方は、景観まちづくりの支援やシンポジウム開催、情報発信などの必要性を挙げています。



選択肢	回答者数	割合
① 景観を損なう建物や看板、屋外広告物などについての地域ごとの独自ルールを設ける	273 人	53.2 %
② 景観に配慮したまちづくりの規範となる公共施設（道路、緑地、建物など）の整備	269 人	52.4 %
③ 景観資源（景観上重要な建物や樹木など）を保存する仕組み・制度をつくる	252 人	49.1 %
④ 市民の自主的な景観まちづくり活動（花植えや景観マップ作成、まち歩きなど）を支える仕組み・制度をつくる	142 人	27.7 %
⑤ 市の広報やHPなどを利用した景観に関する情報提供	126 人	24.6 %
⑥ 国や県と協力した景観まちづくりの推進	124 人	24.2 %
⑦ 市民の景観に関する意識高揚を図る勉強会やシンポジウム・ワークショップなどの開催	84 人	16.4 %
⑧ 特に必要はない	15 人	2.9 %
⑨ その他	25 人	4.9 %

問7 今後、倉敷市の景観を良くするため重要な地域は？（3つまで選択可）

- ・重要な地域は、倉敷の玄関口である倉敷駅周辺を挙げる方が約6割と多くなっています。
- ・約半数程度の回答者は、歴史的な建物が残る地域、倉敷川畔美観地区を挙げており、歴史的な町並みが残る倉敷らしさを守ることを評価しているとうかがえます。
- ・駅周辺やロードサイド等の商業用地は、2割強にとどまっています。

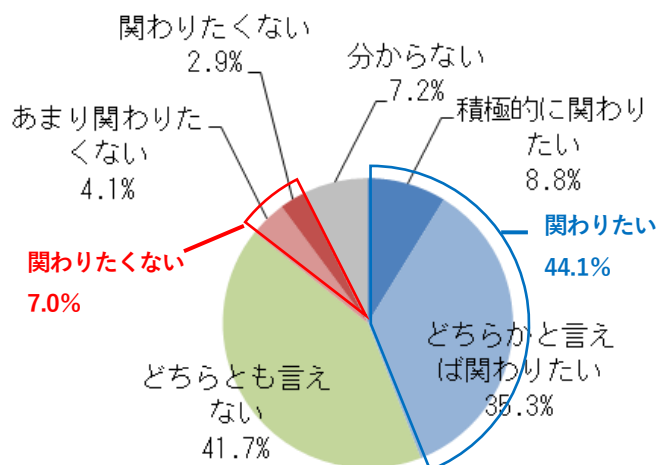


	選択肢	回答者数	割合
①	倉敷駅周辺	318 人	62.0 %
②	歴史的な建物が残る地域（玉島，下津井など）	271 人	52.8 %
③	倉敷川畔美観地区	260 人	50.7 %
④	屋外広告物やロードサイドショップが立ち並ぶ幹線道路沿道	129 人	25.1 %
⑤	商業施設が立地する駅（新倉敷駅，児島駅など）の周辺	116 人	22.6 %
⑥	新しい建物や工作物，屋外広告物が点在する田園地域	80 人	15.6 %
⑦	特になし	19 人	3.7 %
⑧	その他	28 人	5.5 %

問8 倉敷市の景観をより良くしていく取組に関わりたいと思いますか？

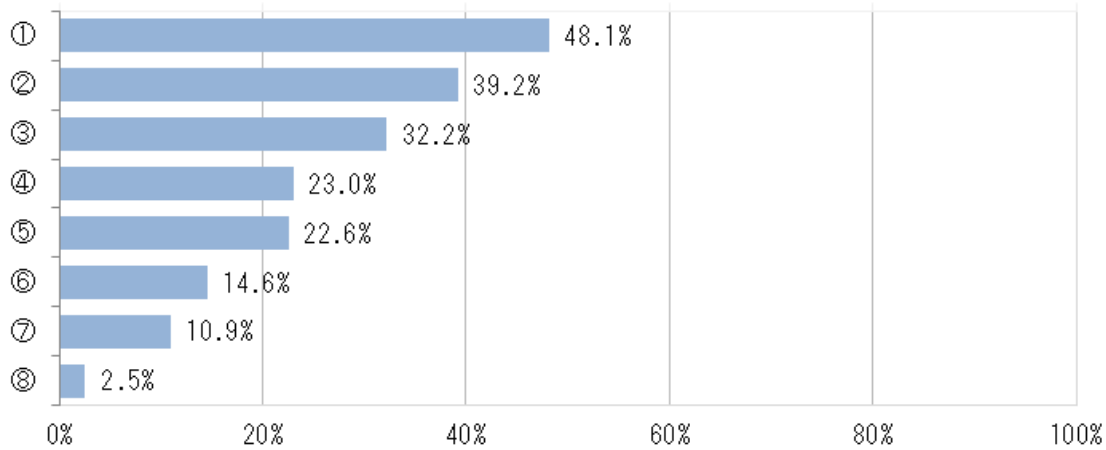
- ・取組への関わる意欲は、「関わりたい（「積極的に関わりたい」/「どちらかと言えば関わりたい」の合計）」と回答した方は4割強であり、「関わりたくない（「関わりたくない」/「あまり関わりたくない」の合計）」と回答した方より多くなっています。

選択肢	回答者数	割合
積極的に関わりたい	45 人	8.8 %
どちらかと言えば関わりたい	181 人	35.3 %
どちらとも言えない	214 人	41.7 %
あまり関わりたくない	21 人	4.1 %
関わりたくない	15 人	2.9 %
分からない	37 人	7.2 %



問9 景観をより良くするためにやってもよいと思う取組は？（3つまで選択可）

- ・自分でやってもよいと思う取組は、約半数の方が自宅の緑化を挙げており、一人でも取り組めるものが高くなっています。
- ・また、美化活動（約4割）、地域のまちづくり活動への参加（約3割）など、気軽に参加できる地域活動が、次いで高くなっています。
- ・一方で、自宅のデザイン・色彩を周辺へ配慮することは、1割強にとどまっています。



	選択肢	回答者数	割合
①	自宅の生垣、庭先、ベランダなどを花・植樹で緑化する	247 人	48.1 %
②	自治会等による公園や道路などの美化活動などに参加する	201 人	39.2 %
③	地域の景観をよくするため、地域のまちづくり活動に参加する	165 人	32.2 %
④	地域のシンボルとなっている建物や樹木等を保全・活用する取組に参加する	118 人	23.0 %
⑤	市が開催する説明会やシンポジウム、ワークショップなどに参加する	116 人	22.6 %
⑥	自宅のデザイン・色彩を周辺に配慮したものにする	75 人	14.6 %
⑦	特になし	56 人	10.9 %
⑧	その他	13 人	2.5 %

問10 倉敷市の景観やまちづくりに関する要望等がございましたらご記入ください。

- ・自由意見として、「倉敷駅周辺の景観形成」、「普及啓発、景観形成の進め方や取組」への意見が多く寄せられています。
- ・その他、「美観地区の景観形成」、「特定の地区の景観形成」、「建築物や屋外広告物の規制・誘導等」、「緑、公園等」、「美化・環境」、「道路、交通等」といった内容への意見も一定数寄せられています。

<一部抜粋>

- ・駅から美観地区までの動線をもっと整備、廃屋などは早く無くすべき。その取組への啓もうなど、もっとPRするべきだと思う。
- ・景観をより良くするために、電線地中化を大胆に進めて良いと思います。美観地区の電線地中化は進みましたが、倉敷駅周辺などに電線が張り巡らされた場所が多く、景観を損ねています。
- ・倉敷駅前の飲み屋街に塾があったり、美観地区の玄関口にふさわしい町並みになるよう統一感を作り出して、看板なども精査すれば、駅の2階から見渡した風景がもっと良くなると思う。
- ・地元の児島や下津井は、素晴らしい瀬戸内海の景色が見え、昔の街並み風情も残っているので、もっともっと街づくりに力を入れて、全国にPRしてほしい。
- ・ジーンズストリートも、規模が小さく、平日は、人がまばらです。近くに住んでいても行かないので、もっと魅力的なお店や施設ができればいいと思う。
- ・高梁川、倉敷川などの水路周辺の景観も倉敷らしさをアピールするためには重要と思う。特に高梁川の景観は美しいので大切にしたい。
- ・古い街並みに知人がいて散歩しながら見させて頂いたことはありますが、住まなくなった住宅は痛みの進行が早かったりするの、景観保全すべき地域の空き家対策は重要かと思えます。古い町並みを使いながら残していく工夫も大事ではないでしょうか。
- ・幹線道路沿いにも行き過ぎたけばけばしい広告物や、廃墟と化したような空き店舗、空き家がたくさんある。美観地区辺りと余りにギャップがあり残念な感じ。市全体で景観アップへの取組ができればと願う。
- ・もっと街なかを緑豊かにすれば景観も良くなると思う。ただそれをした場合、草刈りや剪定をちゃんとしないと返って景観が悪くなる恐れがあるので慎重にやっていくべきだと思う。
- ・景観は観光の為ではなく、住民の為に住みやすくきれいな倉敷市になってくれればと思います。
- ・倉敷駅周辺の交通渋滞は景観を損なっていると思う。
- ・主要道路沿いの空き家や空き地、資材置場など見た目の悪く危険な個所をなくすよう指導していただきたい。
- ・市民の意識や熱意が無いと継続しない、我々の地域と言うプライドが高まる様な取組が求められる。その様な考え方が基本となり、人の交流が生まれ地域の活性化が計れる。

4. 策定・変更・改定経緯

1) 景観計画の策定

【倉敷市景観計画策定委員会】

- 第1回策定委員会 平成18年7月29日
 - ・倉敷市の景観について
 - ・倉敷市の景観に対する意見
 - ・何を大事にすべきか
 - ・どのように取り組むべきか
- 第2回策定委員会 平成18年9月25日
 - ・倉敷市の景観について
 - ・目指すべき方向性
- 第3回策定委員会 平成19年1月23日
 - ・市民アンケートの概要
 - ・倉敷市景観計画について
(方向性・戦略・地区別特性ほか)
- 第4回策定委員会 平成19年4月24日
 - ・倉敷市の景観計画(素案)について
- 第5回策定委員会 平成19年7月17日
 - ・倉敷市の景観計画(素案)について
- 第6回策定委員会 平成21年2月3日
 - ・倉敷市の景観計画(素案)最終案取りまとめ

【市民意見の聴取】

- 市民アンケート調査 平成18年11月20日～11月30日
 - 配布数 : 5,000票
 - 回収票 : 1,243票
 - 回収率 : 24.9%
- 地域別説明会
 - 平成20年11月5日 玉島地域・船穂地域・真備地域
 - 平成20年11月6日 水島地域
 - 平成20年11月7日 倉敷地域・庄地域・茶屋町地域
 - 平成20年11月12日 児島地域
- パブリックコメント 平成20年10月10日～11月17日
倉敷市景観計画(素案)に対する意見募集

【審議会への諮問】

- 第95回倉敷市都市計画審議会 平成21年3月25日

【景観計画の策定】

- 告示日 : 平成21年9月30日
- 施行日 : 平成22年1月1日

【倉敷市景観フォーラム】

■ 『魅力ある景観とまちづくり』

平成18年10月4日～5日 倉敷市芸文館

第一部（4日 13:00～16:45）

●基調講演『魅力ある景観とまちづくり』

西村幸夫（東京大学大学院工学系研究科教授）

●シンポジウム『都市景観を創る～理念実現と担い手はいかにあるべきか～』

コーディネーター 阿部宏史（岡山大学大学院環境学研究科教授）

パネリスト 内藤廣（東京大学大学院工学系研究科教授）

柴田いづみ（滋賀県立大学環境科学部教授）

荒牧澄多（埼玉県川越市・NPO法人川越蔵の会）

神田昌幸（倉敷市助役）

●パネル展（13:00～16:45）

第二部（5日 9:30～15:00）

●景観市民会議『これからの景観行政への期待』

コーディネーター 小出和郎（株都市環境研究所代表）

コメンテーター 山崎正史（立命館大学理工学部教授）

パネリスト 久隆浩（近畿大学理工学部教授）

堺研太郎（秋田県・角館まちづくり研究所）

中司善章（広島県・尾道市都市デザイン課）

徳永巧（岡山県・真庭遺産研究会）

中村泰典（岡山県・倉敷町家トラスト）

●景観パネル展（9:00～15:00）

■ 『景観まちづくりは楽しいコミュニティづくり』

平成19年10月4日 13:00～16:50 倉敷市立美術館講堂

●基調講演『景観まちづくりは楽しいコミュニティづくり』

久隆浩（近畿大学理工学部教授）

●パネルディスカッション『はじめよう！みんなで、景観まちづくり』

コーディネーター 久隆浩（近畿大学理工学部教授）

パネリスト 熊沢貴之（岡山県立大学デザイン学部講師）

仁科美穂子（NPO法人倉敷町家トラスト理事）

寺西章江（大阪市 にぎわい堂代表）

小河原千晶（倉敷市景観計画策定委員会市民公募委員）

●景観パネル展（10:00～16:30）

■ 『景観コンサート・くらしき百景を通じて』

平成20年10月4日 13:00～16:50 倉敷市立美術館講堂

●基調講演『景観まちづくりのこれから』

熊澤貴之（岡山県立大学デザイン学部講師）

●パネルディスカッション 『身近な景観・はじめよう景観まちづくり』

コーディネーター 熊澤 貴之 (岡山県立大学講師)

コメンテーター 高見 幸義 (山陽新聞倉敷支社)

パネリスト 岡本 研作 (くらしき百景推薦者:兜山)

中嶋 一明 (くらしき百景推薦者:反古山)

海本 友子 (くらしき百景推薦者:山村)

小野 智之 (くらしき百景推薦者:奈良萬の路地)

河田 育康 (倉敷市副市長)

ピアノ演奏者 田辺 泰子 (くらしき百景短編集作曲者)

●景観パネル展 (10:00 ~ 16:30)

【倉敷市景観計画策定委員会委員】

(平成21年2月3日現在 敬称略:五十音順)

	氏名	役職	備考
	赤野 博子	市民公募	
	浅原 真弓	玉島おかみさん会代表	
副委員長	阿部 宏史	岡山大学大学院環境学研究科教授	
	小河原 千晶	市民公募	
	熊澤 貴之	岡山県立大学デザイン学部講師	
	白神 昭一	ファッションタウン児島推進協議会理事	
	Caspar Schwabe	倉敷芸術科学大学芸術学部教授	
	内藤 廣	東京大学大学院工学系研究科教授	
	中村 陽二	まちづくり推進機構岡山理事	
	檜村 徹	倉敷建築工房	
	難波 栄城	市民公募	
委員長	西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科教授	
	虫明 優	(財)大原美術館副館長	

【倉敷市都市計画審議会委員】

(平成21年3月25日現在 敬称略:五十音順)

	氏名	役職	備考
	赤澤 幹温	市議会議員 (建設委員長)	
	宇野 一夫	市議会議員 (建設委員)	
	江面 嗣人	岡山理科大学総合情報学部建築学科教授	

	小野 淳子	吉備国際大学国際環境経営学部環境経営学科教授	
	片山 恵美子	市民公募	
	清野 幸代	弁護士	
	谷口 守	岡山大学大学院環境学研究科教授	
	津崎 賢	市議会議員（建設委員）	
会長	中桐 規砥	くらしき作陽大学名誉教授	
	中戸 哲生	元倉敷市助役	
	橋本 成仁	岡山大学院環境学研究科准教授	
	原田 龍五	市議会議員（経済委員）	
	平松 とも子	倉敷市社会教育委員	
	平山 茂生	倉敷商工会議所副会頭	
	松村 誠	岡山県警察本部交通部長	
	三宅 通	倉敷市農業委員会会長	

2) 倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区指定に係る景観計画の変更

【市民意見の聴取】

■ 地元住民団体への説明

平成 26 年 5 月 10 日	倉敷東小学校区コミュニティー協議会総会にて
平成 26 年 5 月 21 日	倉敷西小学校区連合町内会総会にて
平成 26 年 5 月 22 日	老松小学校区コミュニティー協議会総会にて
平成 26 年 6 月 6 日	NPO法人倉敷町家トラスト総会にて
平成 26 年 6 月 25 日	倉敷伝建地区をまもり育てる会総会にて

■ 利害関係団体への説明

平成 26 年 4 月 19 日	(一社) 岡山県建築士会倉敷支部総会にて
平成 26 年 7 月 24 日	(一社) 岡山県宅地建物取引業協会勉強会にて

■ パブリックコメントの実施

募集期間	: 平成 26 年 6 月 2 日～30 日
意見掲出件数	: 14 件 (1 名)

【審議会への諮問】

■ 第 3 回倉敷市都市景観審議会	平成 26 年 8 月 8 日
■ 第 105 回倉敷市都市計画審議会	平成 26 年 11 月 19 日

【景観計画の変更】

告示日	: 平成 26 年 12 月 15 日
施行日	: 平成 27 年 4 月 1 日

【倉敷市都市景観審議会委員】

(平成 26 年 8 月 8 日現在 敬称略:五十音順)

	氏 名	役 職	備 考
	我妻 潔	行政書士	
	芦田 雅子	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部観光学科講師	
	阿部 宏史	岡山大学理事・副学長	
	石村 陽子	阿智神社宮司	
	大賀 環子	一級建築士	
	大森 ひとみ	倉敷商工会議所女性会会長	
	神田 昌幸	元倉敷市助役	
	田中 徹	国土交通省中国地方整備局建政部長	
会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長・教授	

	樋口 輝久	岡山大学環境生命科学研究科准教授	
	福濱 嘉宏	岡山県立大学デザイン学部教授	
	松岡 智子	倉敷芸術科学大学芸術学部教授	
	山下 明美	岡山県立大学デザイン学部教授	
	和田 洋子	一級建築士	

【倉敷市都市計画審議会委員】

(平成26年11月19日現在 敬称略:五十音順)

	氏 名	役 職	備 考
	芦田 雅子	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部観光学科講師	
	井上 桂子	川崎医療福祉大学医療技術学部リハビリテーション学科教授	
	江面 嗣人	岡山理科大学工学部教授	
	大橋 賢	市議会議員 (建設委員)	
	岡 克則	岡山県備中県民局建設部長	
	小松原 玲子	弁護士	
会長	富山 毅	倉敷駅前東土地区画整理審議会会長	
	額田 眞喜子	くらしき作陽大学食文化学部現代食文化学科学科長・教授	
	野村 泰弘	倉敷商工会議所副会頭	
	橋本 重彦	岡山県警察本部交通部長	
	橋本 成仁	岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授	
	橋本 易子	倉敷市社会教育委員	
	花巻 修二	倉敷市農業委員会会長	
	原田 龍五	市議会議員 (文化産業委員)	
	松岡 智子	倉敷芸術科学大学芸術学部教授	
	矢野 秀典	市議会議員 (建設委員)	
	吉田 徹	市議会議員 (市民環境委員長)	

3) 景観計画の改定

【市民意見の聴取】

■ 市民アンケート調査

平成30年10月19日 ～ 10月29日

配布数 : 1,216票

回収票 : 513票

回収率 : 42.2%

■ 地元住民説明会

令和2年9月2日, 9月5日 (計4回開催 出席者 89名)

倉敷駅周辺地区における「景観形成重点地区及び屋外広告物モデル地区」の指定に向けた説明会にて

■ パブリックコメントの実施

募集期間 : 令和2年10月1日～26日

意見掲出件数 : 21件 (5名)

【審議会への諮問】

- 第6回倉敷市都市景観審議会 令和2年8月5日
- 第115回倉敷市都市計画審議会 令和2年10月26日
- 第7回倉敷市都市景観審議会 令和2年11月10日

【景観計画の改定】

告示日 : 令和3年4月1日

施行日 : 令和3年4月1日

【倉敷市都市景観審議会委員】

(令和2年11月10日現在 敬称略:五十音順)

	氏名	役職	備考
	我妻 潔	行政書士	
	阿部 宏史	岡山大学名誉教授	
	大賀 環子	一級建築士	
	片山 圭子	岡山県環境文化部環境企画課長	
	唐澤 克樹	倉敷市立短期大学服飾美術学科講師	
	神田 昌幸	東京リハビリテーション競技大会組織委員会輸送局長	
	岸本 直文	岡山県屋外広告美術協同組合理事長	
	西川 博美	岡山県立大学デザイン学部准教授	
会長	西村 幸夫	國學院大學 新学部設置準備室長・教授	

	樋口 輝久	岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授	
	福濱 嘉宏	岡山県立大学デザイン学部教授	
	松岡 智子	倉敷芸術科学大学芸術学部教授	
	丸山 洋子	倉敷商工会議所女性会会長	
	村上 威夫	国土交通省中国地方整備局建政部長	
	渡辺 睦	岡山県建築士会女性部会副部長	

【倉敷市都市計画審議会委員】

(令和2年10月26日現在 敬称略:五十音順)

	氏 名	役 職	備 考
	荒木 竜二	市議会議員(文化産業委員)	
	有路 稔	岡山県備中県民局建設部長	
	大橋 賢	市議会議員(建設消防委員)	
	小上 和香	くらしき作陽大学食文化学部栄養学科講師	
	近藤 敏雄	倉敷商工会議所副会頭	
	末田 正彦	市議会議員(建設消防委員)	
	高山 裕子	弁護士	
	竹中 麻由美	川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科教授	
	多田 典正	岡山県警察本部交通部長	
	中田 和義	岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授	
	西川 博美	岡山県立大学デザイン学部デザイン工学科准教授	
	橋本 成仁	岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授	
	百本 恵子	倉敷市社会教育委員	
会長	藤井 明	元倉敷市職員	
	松岡 智子	倉敷芸術科学大学芸術学部デザイン芸術学科教授	
	矢野 周子	市議会議員(環境水道委員)	
	吉田 幸夫	倉敷市農業委員会会長	

5. 用語解説

あ行

アイストップ

まちかどなどにある建築物や樹木といった、人の視線を引きつける役割を果たす対象物を指します。

アクセントカラー

主とする色に加えて、変化をつけたり、主色を引き立てたりする色のことを指します。また、「指し色」ともいいます。

アセスメント

わが国では、環境アセスメントのことを指すのが一般的ですが、本計画では評価や査定のことをいいます。

アメニティ

都市計画がめざす居住環境の快適性。数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さのことです。

NPO(エヌ・ピー・オー)

「NPO(NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO 法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

屋外広告物法

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制の基準等を定めた法律です。

都道府県または景観行政団体である市町村は条例により広告物の表示等の禁止、制限、並びに表示方法等の基準を定めることができます。

また、この条例は景観計画に即して定めることと規定されています。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称です。

か行

居住誘導区域

立地適正化計画で位置付けられる区域です。人口減少時代において、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を指します。

倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例

倉敷川畔伝統的建造物群保存地区(文化財保護法に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区のことをいいます。)の背景を保全するために必要な措置を定めることで、保存地区の伝統的景観を後世に継承していくことを目的とした条例です。

倉敷市環境基本計画

倉敷市環境基本条例の規定に基づき、公害の未然防止を図るとともに、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することをめざし、市民、事業者と協働して環境の保全と回復及び創造に関する施策を将来にわたって総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針として策定されたものです。

倉敷市伝統美観保存条例

本市固有の歴史的な伝統美観を保存し、後世に継承するため、必要な措置を定め、もって郷土愛の高揚を図るとともに、本市の文化的向上に資することを目的として昭和43年に制定された条例です。

この条例に基づき、市長は伝統美観保存地区を指定し、保存計画を定め、この地区内の建築等の行為を行う場合は市長の同意が必要となります。

また、市長は、この地区内の建造物の修理等の経費については、その一部の補助ができています。

倉敷市緑の基本計画

都市緑地法第 4 条に規定された都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために市町村が定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。

その中では、景観計画等との調和が保たれていることとされています。

倉敷市歴史文化基本構想

文化財とその周辺環境とが一体となった歴史文化の豊かな環境を守り、育み、活かす取組を市内全域において展開し、地域の魅力と活力の向上につなげていくことを目的として、歴史文化を活かしたまちづくりのためのマスタープラン(道しるべ)となる構想です。

倉敷市歴史文化保存活用計画

倉敷市歴史文化基本構想に掲げる目標の実現に大きな役割を担う「関連文化財群」について、具体的な施策の方向性や方策等を定めることにより、そのまとまりを活かした保存・活用の取組を、関係する各主体との協働並びに上位・関連計画等との調整のもとに、計画的に推進していくことを目的とする計画です。

景観形成重点地区

景観資源・地区の価値を評価・尊重するとともに、固有の特徴を有する地区の魅力を市民と共有化していくことで、これらを手がかりとした地区の個性を活かした景観まちづくりを推進するための地区です。倉敷市都市景観条例に基づき、市長が指定することができる地区です。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するために、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることで、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力のある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済および地域社会の健全な発展に寄与することを目的に制定された法律です。

景観協定

景観法第 81 条に規定されている、良好な景観の形成を目的とした協定です。

景観計画区域内で、一団の土地所有者等が、全員の合意によりその該当区域における建築物の意匠形態や緑地、屋外広告物などに関する基準を定めて、景観行政団体の長の認可を受けて締結するものです。

景観計画

景観法第 8 条に規定された景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する法定計画のことをいいます。

景観計画区域

良好な景観の保全や形成を図る景観計画に定められた区域であり、倉敷市では、市内全域を設定しています。この区域内において行う一定の行為(建築物の新築や工作物の新設等)は、景観法第16条に規定された届出が必要となります。

景観重要建造物

景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に即し、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物をいいます。

景観重要公共施設

景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、漁港、自然公園法による公園事業に係る施設等であって、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいいます。

景観重要樹木

景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に即し、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木をいいます。

景観地区

景観法第 61 条に規定されたもので、良好な景観の形成を図るため、都市計画に定めることができる地区であり、景観地区には、建築物の形態意匠の制限、建

建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度を定めることができます。

景勝地

風景や景色が優れている場所のことをいいます。

建築基準法

建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律です。

建築協定

住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合に、土地の所有者および建築物の所有を目的とする地上権または借地権を有するものが当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について協定を締結する制度です。

コアゾーン

文化財や町並み、自然環境など、市民が共有すべき顕著な普遍的価値を持つエリアのことを言います。

高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために定められ、高度地区内では、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められます。

さ行

サイン

目印・表示・標識などをいいますが、本計画でいうサインとは、特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常生活のなかで主として行動の指標となる情報を伝える、公的サインのことを指します。

彩度

世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び

明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低い方が落ち着いたやわらかい色になります。

色相

世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。色相は色味のことをいい、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 P B・赤紫 RP の10の色相があります。無彩色はNで表します。

シーケンス

移動することで変化する景色、徐々に変わっていくデザインなど、一つの景だけでなく、連続させて展開する景色のことを指します。

視点場

ある景色を見るための場所をいいます。

樹容

樹木の大きさや枝ぶりを含めた姿のことをいいます。

スカイライン

山や建築物などが空を背景としてつくる輪郭線のことをいいます。

スケール

物事の大きさの程度や規模のことをいいます。

ストック

本計画でいうストックとは、将来にわたって市民の財産となるような質の高い建造物をいいます。

セットバック

建物の外壁を敷地境界線から後退させて建物を建てることをいいます。壁面後退ともいいます。

ゾーニング

本計画でいうゾーニングとは、都市をいくつかのゾーンに分割して、それぞれに異なる規制をかけることをいいます。

た行

地区計画

地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために、建築物の建築形態、公共施設等の配置などを定めるものであり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間に位置づけられる地区レベルのきめ細かな計画ができる制度です。

鎮守の森

神社を囲むようにして存在する森林のことをいいます。

都市機能誘導区域

立地適正化計画で位置付けられる区域です。医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことをいいます。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定された法律です。

都市計画マスタープラン

正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第 18 条の 2)といい、市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、より地域に密着した都市計画に関する事項を主とする市町村の都市計画に関する基本的な方針のことです。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し、緑の基本計画等必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的して制定された法律です。

な行

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として文化庁が認定するものです。

は行

バッファゾーン

コアゾーンの景観を保護するため、その周辺に設けられたエリアのことを言います。

ビスタ

両側に並木や建築物などが並んだ狭く長い眺めで、「通景」や「見通し線」などとも言われます。

ヒューマンスケール

物の持ちやすさ、道具の使いやすさ、住宅の住みやすさなど、その物自体の大きさや人と空間との関係を、人間の身体や身体の一部の大きさを尺度にして考えるもので、人間の感覚や動きに適した、適切な空間の規模や物の大きさのことをいいます。

ファサード

建物の正面のことをいいます。また、建物の外観を構成する主要な立面をもいいます。

プロムナード

フランス語で「散歩」あるいは「散歩の場所」(散歩道・遊歩道)を意味する語のことを言います。

壁面後退

セットバックと同義です。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市の風致を維持するために定められ、風致地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為について、風致を維持するために必要な制限が課せられます。

ま行

マンセル値

色を数値的に表すための体系である「マンセル表色系」では、色彩を色の3つの属性(色相、明度、彩度)に基づいて表現します。これにより導きだされた数値をマンセル値といいます。

明度

世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。明度は明るさを数字で示し、数値が大きくなる方が明るい色になります。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方によるデザインのことをいいます。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の用途、建ぺい率、容積率を規制するもので、都市の計画的な土地利用を実現するために定められる地域地区の中でも最も根幹をなす制度です。

ら行

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づく計画で、都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

ランドマーク

山や優れた意匠をもつ建築物など、視覚的に目立つものであり、ある特定地域の景観を特徴づける目印のことをいいます。

稜線

山の峰と峰を結んで続く線のことをいいます。



倉敷市景観計画 2021

発行年月 令和3年4月

発行 倉敷市都市計画部都市計画課都市景観室

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

Tel.086-426-3494 Fax.086-421-1600

E-mail 【keikan@city.kurashiki.okayama.jp】

HP 【<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan>】